

春日市耐震改修促進計画

春日市

平成25年11月制定

令和8年4月改正

目 次

第1章 耐震改修促進計画の趣旨

1. 計画策定の目的	2
2. 耐震化を取り巻く社会動向	2
3. 計画の位置づけ	5

第2章 春日市における耐震化の課題

1. 想定される地震規模と被害の想定	8
2. 耐震化の現状	14
3. 耐震改修促進に向けた課題	18

第3章 耐震改修促進計画

1. 耐震化の目標	20
2. 計画の骨子	21
3. 施策の概要	22

第4章 計画の実現に向けて

1. 関係主体の役割分担	26
2. 計画の進行管理	26

用語解説	28
------	----

第1章 耐震改修促進計画の趣旨

第1章 耐震改修促進計画の趣旨

1. 計画策定の目的

建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年10月27日法律第123号。以下、「耐震改修促進法」という。)第5条第7項の規定に基づき、地震による建築物倒壊などの被害から市民の生命、身体及び財産を保護するために、福岡県や関係団体と連携して、既存建築物の耐震診断や改修を総合的かつ計画的に促進することを目的として、「春日市耐震改修促進計画」を策定する。

2. 耐震化を取り巻く社会動向

(1) 建築物の耐震に関する施策の変遷

建築基準法制定以降の、我が国における、主な地震と建築物の耐震に関する施策の変遷を、時系列で整理すると、以下のとおりとなる。

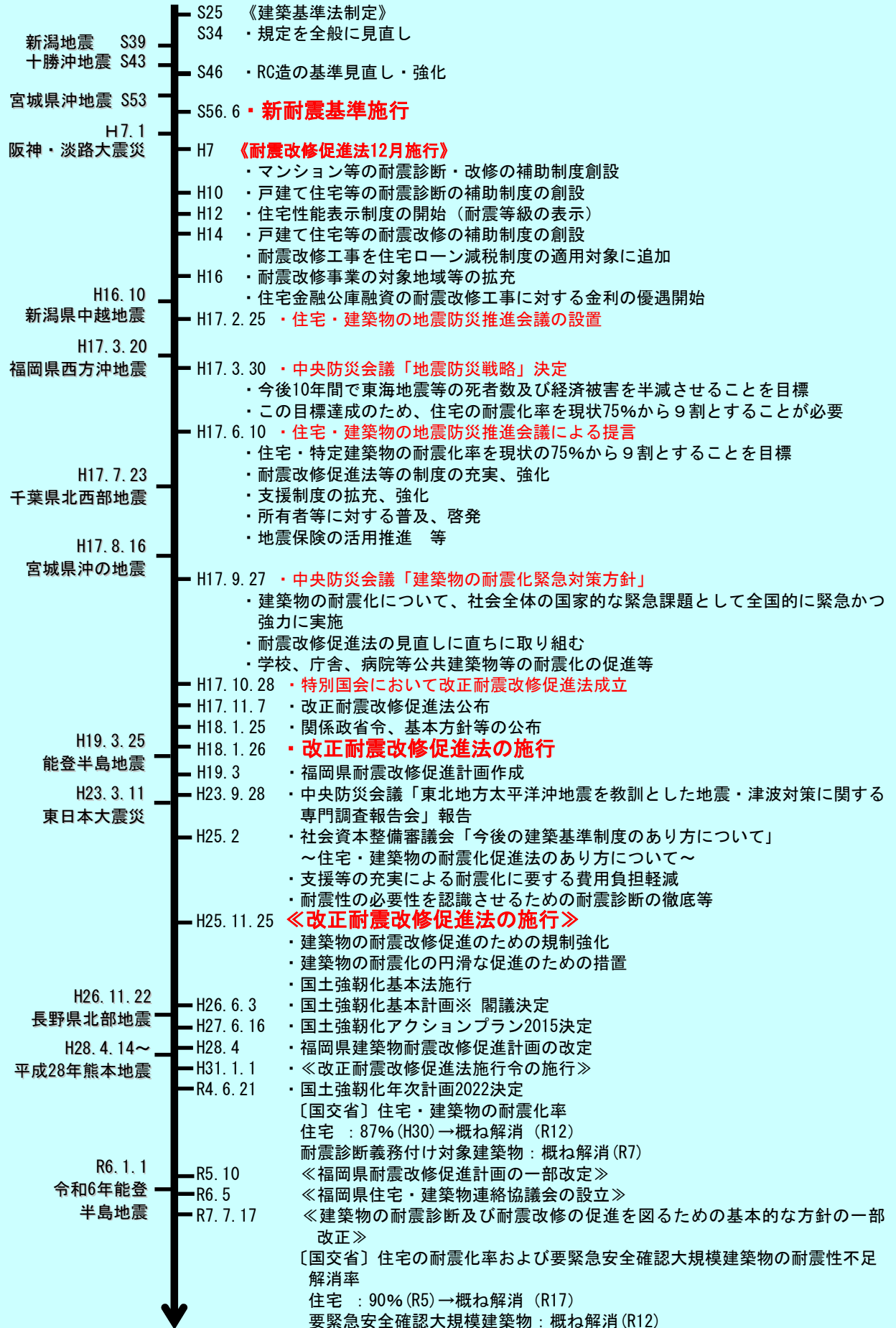
昭和43年の十勝沖地震及び昭和53年の宮城県沖地震の発生を契機として、昭和56年6月に新耐震基準が施行されている。同様に、平成7年に発生した阪神・淡路大震災を契機として、同年12月に耐震改修促進法が施行されている。

また、福岡県西方沖地震などの大地震の頻発等を背景として、平成18年1月に改正耐震改修促進法が施行され、計画的な耐震化の推進に向けて、国は基本方針を作成し、地方公共団体は耐震改修促進計画を作成することとなった。

さらに、平成23年3月に発生した東日本大震災を契機として、平成25年11月に耐震改修促進法が改正され、多数の者が利用する大規模建築物等の耐震診断の義務化・診断結果の公表等の制度が創設され、平成30年の大阪府北部地震等におけるブロック塀等の倒壊被害を踏まえ、平成31年1月に耐震改修促進法施行令が改正された。

主な地震

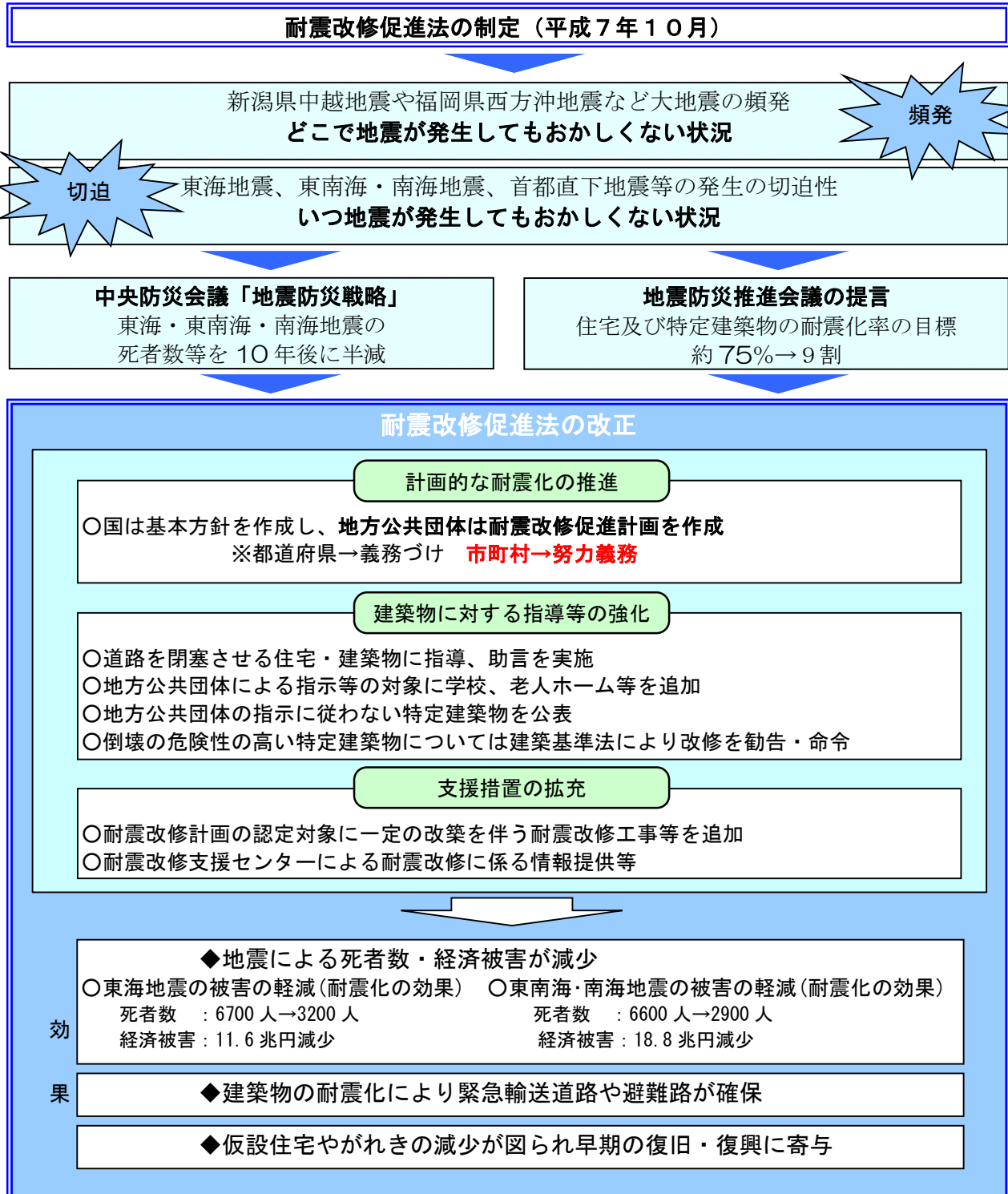
施策の変遷



(2) 耐震改修促進法改正の概要(平成17年改正)

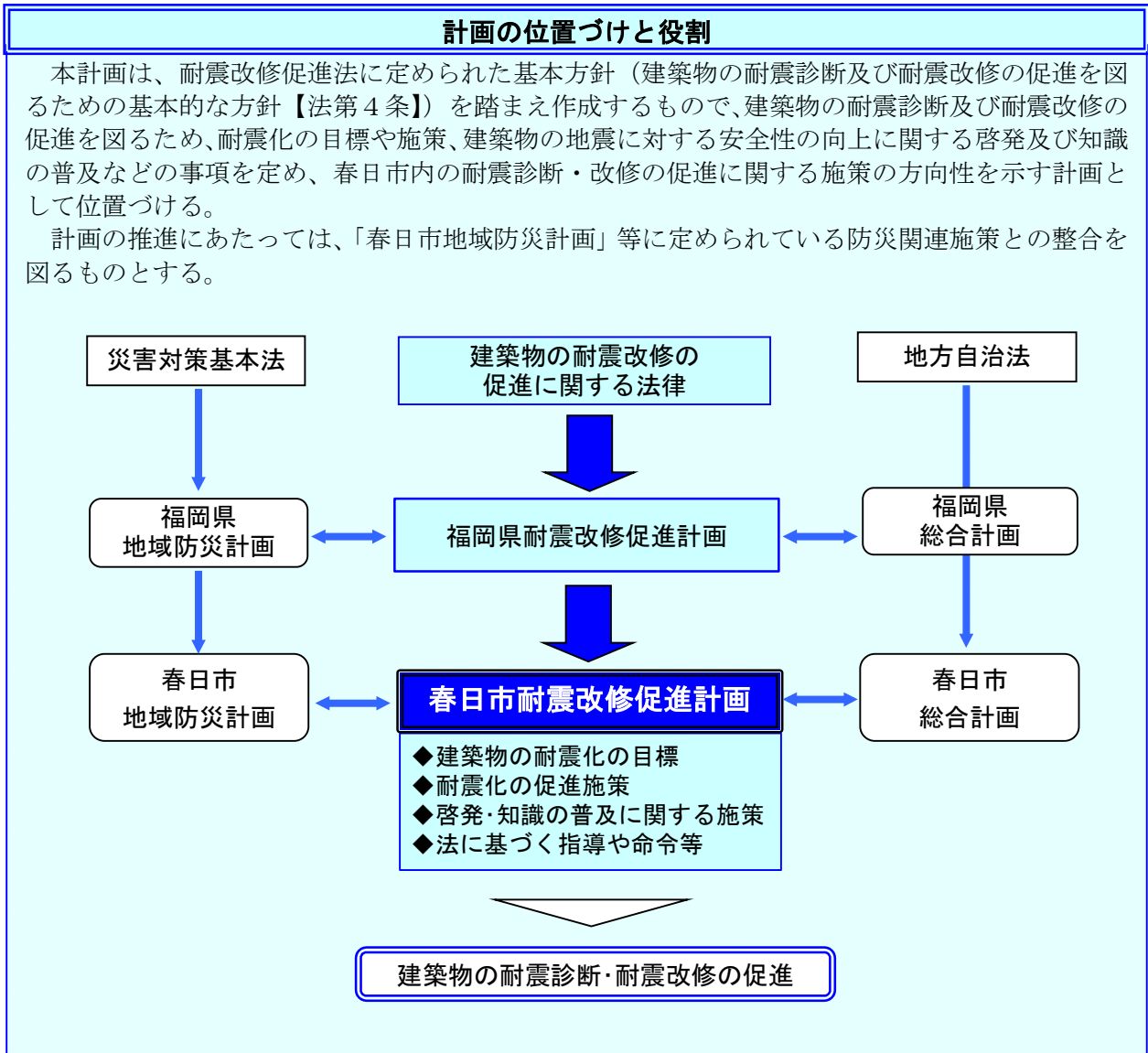
福岡県西方沖地震等、日本各地における近年の大地震の頻発や、東海地震等の発生の切迫性などから、耐震改修促進法が改正され、平成18年1月より施行されている。

改正の概要は下図に示されるとおりであり、「計画的な耐震化の推進」「建築物に対する指導等の強化」「支援措置の拡充」がポイントとしてあげられる。

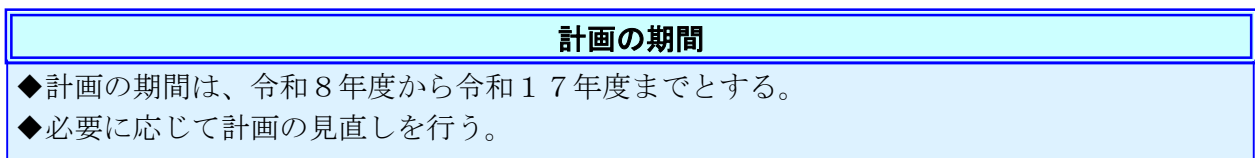


3. 計画の位置づけ

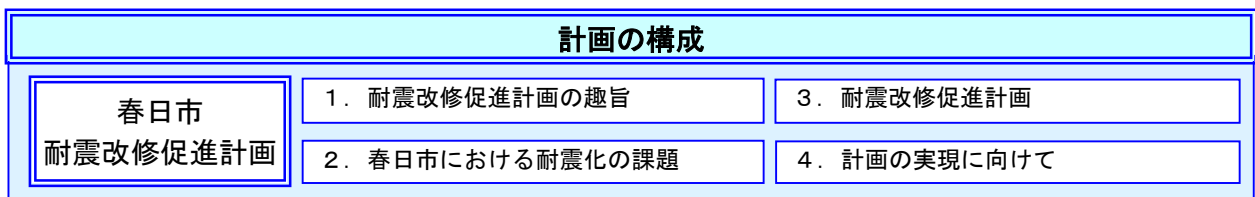
(1) 位置づけと役割



(2) 計画の期間



(3) 計画の構成



第2章 春日市における耐震化の課題

第2章 春日市における耐震化の課題

1. 想定される地震規模と被害の想定

(1) 福岡県における既往地震

福岡県における既往地震の概要は下表のとおりであり、2005(平成17)年3月20日に発生した福岡県西方沖地震では、春日市においても震度5強を観測した。

● 直近の福岡県関係の地震

2016年(平成28年) 熊本地震

(福岡県地域防災計画 地震・津波対策編より)

年月日	M	被害の概要
2016年4月16日	7.3	震度7 西原村、益城町 震度6強 南阿蘇村、熊本市ほか 震度6弱 阿蘇市、別府市ほか 福岡県 最大震度5強 県内の住家被害 半壊4棟 一部損壊251棟

● 過去の福岡県関係の主な地震は次のとおりである。

(日本被害地震総覧及び福岡県地域防災計画 地震・津波対策編より)

年月日	M	被害の概要
679年12月	6.5-7.5	家屋倒壊、幅2丈(6m)、長さ3000余丈(10km)の地割れ
1706年11月26日		7回地震、うち2回強く、久留米、柳川で強い揺れの為、堀の水の揺り上げ、魚死す
1848年1月10日	5.9	柳川で家屋倒壊あり
1872年3月14日	7.1	久留米で液状化による被害
1898年8月10日		糸島半島で負傷者3名、家屋、神社、土蔵破損。 12日8:36(M5.8)にも余震 12日の地震で福岡市で家屋、土蔵の壁に亀裂。早良郡壱岐、金部村で土蔵被害
1929年8月8日	5.1	雷山付近。震央付近で壁亀裂崖崩れ 震度3 福岡 佐賀 敵原
1930年2月5日	5.0	雷山付近。小崖崩れ、地割れ。 (7日12:35強い余震) 震度3 福岡 佐賀 敵原
1941年11月19日	7.2	宮崎県を中心に大分、熊本、愛媛でも被害。宮崎ではほとんどの家の壁に亀裂。人吉で死者1名、負傷者5名、家屋全壊6棟、半壊11棟等の被害。日向灘沿岸では津波最大1mで船舶に若干の被害。 震度5 宮崎 人吉 震度4 福岡 熊本 大分 震度3 飯塚
1966年11月12日	5.5	屋根瓦や壁の崩壊。 震度3 福岡 熊本 佐賀 雲仙、日田
1968年8月6日	6.6	愛媛県を中心に、船舶、通信、鉄道に小被害。宇和島で重油タンクのパイプが破損し、重油170klが海上に流出 震度5 大分 震度4 福岡 山口 宮崎 延岡 熊本 阿蘇山 鹿児島 震度3 飯塚 下関 佐賀 日田、都城
1991年10月28日	6.0	文教施設等に若干の被害 震度4 福岡 震度3 飯塚 大分 佐賀 下関 山口 萩
1996年10月19日	6.6	有感範囲は福井市までと広範囲にわたったが、被害は宮崎・大分県などで棚のものの落下程度。飫肥城大手門・松尾の丸などで瓦が数百枚落ちた。沿岸で波高10cm程度の小津波。 震度5 宮崎 鹿児島 震度4 福岡

1997年6月25日	6.6	軽傷2名、家屋全壊1棟、半壊2棟、一部損壊176棟。水道断水は、阿東町、むつみ村の2町村でピーク時90戸。 震度6強 益田市 震度4 福岡
2005年3月20日	7.0	福岡市を中心に被害 死者1名 重傷者197名 軽傷者989名 住家被害 全壊143棟、半壊352棟一部損壊9,185棟 福岡県 最大震度6弱
2005年4月20日	5.8	重傷者3名 軽傷者67名 住家被害 半壊1棟 一部損壊529棟 福岡県 最大震度5強

(2) 福岡県地域防災計画における想定

「福岡県地域防災計画(地震・津波対策編)令和7年9月26日」に示されている、想定地震は次のとおり。

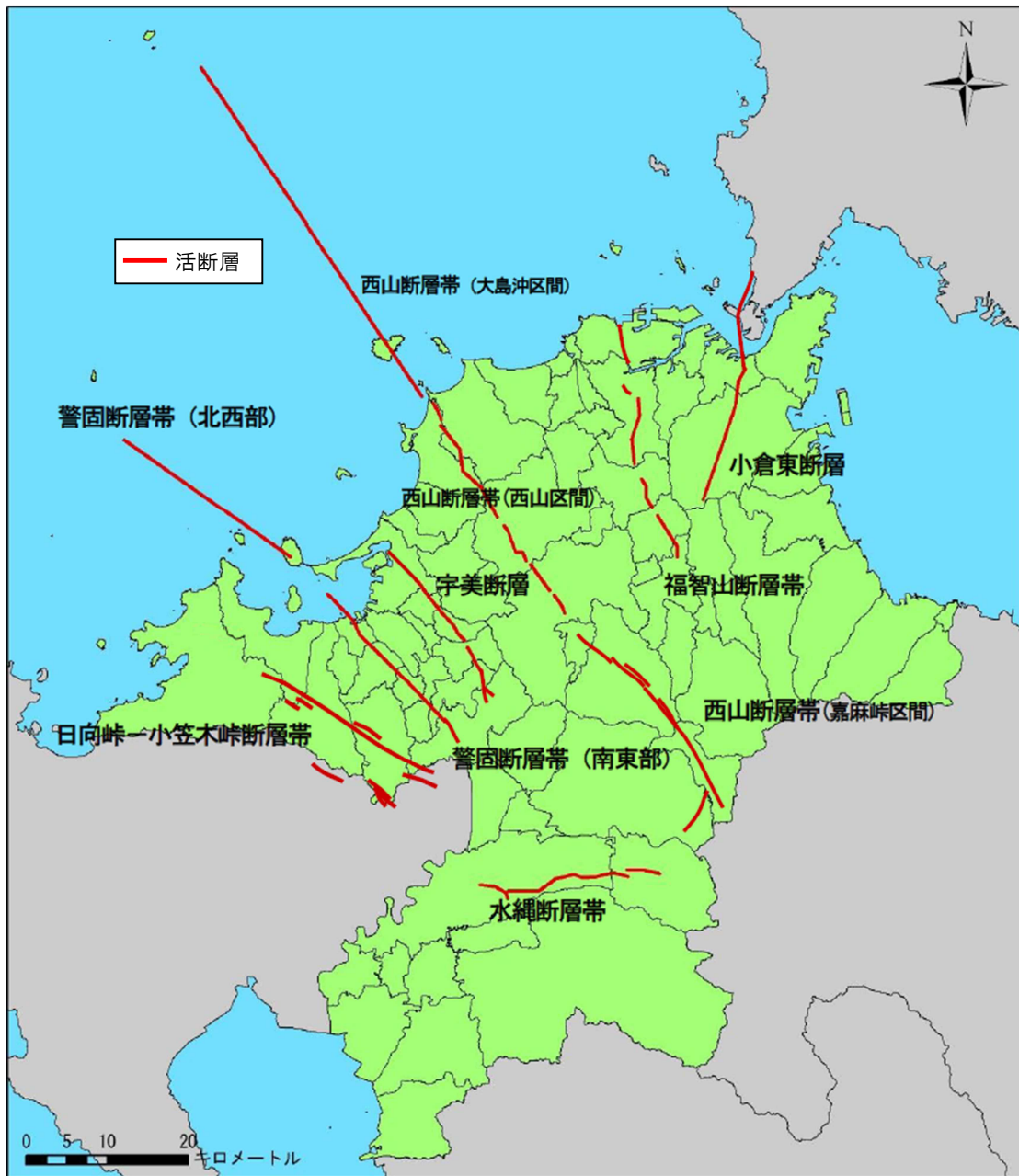
【想定地震】

想定地震については、県内に存在する6つの活断層及び既往の地震に着目して設定するとともに、被害の算出については、人口が集中している県内4地域の主要都市（福岡市、北九州市、飯塚市、久留米市）を中心とする地域の被害を算出されている。

もし活動すれば、これらの地域に重大な被害を及ぼすと考えられる警固断層帯南東部、小倉東断層、西山断層、水縄断層に関する被害を算出しており、想定地震の震源断層のパラメーターは下記のとおりとなっている。

震源断層 パラメーター		小倉東断層	福知山断層	西山断層	西山断層 海上部への 延長	警固断層帯 北西部	警固断層帯 南東部	水縄断層	宇美断層	糸島半島 の地震
		震源断層の長さ L(km)	1) 17	1) 20	2) 31	80	2) 25	2) 27	26	1) 18
震源断層の幅 W(km)	3) 8.5	3) 10	2) 15	15	2) 15	2) 15	15	3) 9	2.5	
マグニチュード M	4) 6.9	4) 7.0	4) 7.3	4) 8.0	4) 7.0	4) 7.2	4) 7.2	4) 6.9	6	
震源断層 の深さ d (km)	上端	5) 2	5) 2	5) 2	5) 2	5) 2	5) 2	5) 2	5) 2	3
	下端	6) 10.5	6) 12	6) 17	6) 17	6) 17	6) 17	6) 17	6) 11	6) 5.5
備考	<ul style="list-style-type: none"> ●警固断層帯（北西部）については、2005年の福岡県西方沖地震を引き起こした断層である。 ●警固断層帯（南東部）については、福岡市の中心部を通過している断層であり、一度活動すれば多大な被害の発生が予想される。 ●基盤地震動一定（未知の活断層） 地表に活断層が現れていない地域においても、地中に未知の活断層が存在している可能性が否定できず、県内のあらゆる地域において地震が発生する可能性は存在する。 このため、地表に活断層の存在が確認されていない地域においても、市町村ごとの被害を算出した。 (地表に活断層の現れていない地域) ・各市町村の直下 10キロ ・想定マグニチュード 6.9 									

- 1) 新編日本の活断層(1991)より、一連と見なせる断層群を直線で近似した長さ
- 2) 国(地震調査研究推進本部)による長期評価
- 3) $W=L/2$ と $W=(\text{上端-コンラッド面深さ})$ の小さな方
- 4) 松田(1975) : $\log=0.6M-2.9$
- 5) 活断層であるため、地表に現れているとして2km
- 6) 上端+W



福岡県内で確認されている活断層の位置 福岡県地域防災計画より

(3) 春日市における想定被害

春日市に大きな影響を与える想定地震については、福岡県地域防災計画において警固断層南東部を震源とした地震及び直下型地震が想定されており、その被害想定は次のとおり。

【想定被害】

- 算定条件は、冬季の夕刻(午後5時～6時)、風速4m/秒である。

- 建物被害の概要
警固断層南東部の想定では、福岡市を中心に木造建物が全壊 16,291 棟、半壊 12,864 棟、非木造建物が全壊 1,676 棟、半壊 2,157 棟と予測される。

- 人的被害の概要
警固断層南東部の想定では、福岡市を中心に、死者数が 1,183 名、負傷者数が 22,508 名発生すると予測される。

想定項目		震源断層	警固断層南東部 (中央下部)		基盤一定 M6.9 直下 10km
			福岡県全域	春日市全域	春日市全域
建物被害(棟)	全壊(大破)	木造	13,586	162	15
		非木造	1,593	49	6
		計	15,179	211	21
	半壊(中破)	木造	11,528	156	37
		非木造	2,350	76	16
		計	13,878	232	53
ライフライン等被害(箇所)	上水道		3,368	414	104
	下水道		974	58	5
	都市ガス管		236	18	1
	配電柱		143	5	0
	電話柱		153	5	0
	道路	高速道路 *1 (km)	136	*2	*2
		国県道路	151	*2	*2
鉄道		341	*2	*2	
火災	炎上出火 (件数)		63	1	0
	延焼による焼失 (棟数)		10	0	0
人的被害(人)	死者		1,147	12	1
	負傷者		20,042	496	124
	要救出者		8,174	124	12
	要後方医療 搬送者数		2,003	50	12
	避難者数		46,566	739	74

*1 高速道路はインターチェンジ間などで不通箇所を生じる可能性が予測された場合、当該区間延長の合計を示している。

*2 道路・鉄道の被害箇所数については、確率手法を用いて被害を想定したもので、春日市内での被害箇所は特定できない。

* 活断層の被害想定については、両端及び中央部から破壊を開始した3パターンの被害を算出したが、この表には建物被害が一番多い破壊開始点を示した。なお、破壊開始点は震源断層の欄に括弧書きで示している。

出典「地震に関する防災アセスメント調査報告書(平成24年3月 福岡県)」

2. 耐震化の現状

(1) 対象建築物

耐震化対象の「特定建築物」とは、下表の建築物のうち現行の耐震基準に適合しないものをいう。

用途	特定建築物の規模要件		指示対象となる 特定建築物の規模要件	
	階数	面積		
不特定多数のものが利用する建築物	幼稚園、保育所	2以上	500㎡以上	750㎡以上
	小学校、中学校、中等教育学校の前期過程、特別支援学校（屋内運動場を含む）		1,000㎡以上	1,500㎡以上
	上記以外の学校			3以上
	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	2以上	1,000㎡以上	2,000㎡以上
	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの			
	ホーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	3以上		
	病院、診療所			
	劇場、観覧場、映画館、演芸場			
	集会場、公会堂			
	展示場			
	卸売市場			
	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗			
	ホテル、旅館			
	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿			
	事務所			
	博物館、美術館、図書館			
	遊技場			
	公衆浴場			
	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの			
	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗			
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの				
自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
体育館（一般公共の用に供されるもの）	1以上			
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物		500㎡以上	
多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物	全ての建築物			

(2) 特定建築物の耐震化の状況

春日市内で、不特定多数の者が利用する特定建築物の耐震化の現状は、以下のとおりである。

区分	昭和 57 年 以降の建築物[A]	昭和 56 年 以前の建築物[B]		建築物数 〔D=A+B〕	耐震性あり 〔E=A+C〕	耐震化率 〔F=E/D〕
		うち耐震性あり 〔C〕				
公共特定建築物	41	24		65	64	98.4%
		23				
民間特定建築物	272	56		328	312	95.1%
		40				
特定建築物計	313	80		393	376	95.6%
		63				

(単位:棟)

春日市税務課資産税台帳データ及び春日市財産台帳(令和7年末)より集計

(3) 住宅の耐震化の状況

春日市内の住宅(木造戸建て住宅及び共同住宅)に関する耐震化率は、以下のとおりである。

区分	昭和 57 年 以降の建築物[A]	昭和 56 年 以前の建築物[B]		建築物数 〔D=A+B〕	耐震性あり 〔E=A+C〕	耐震化率 〔F=E/D〕
		うち耐震性あり 〔C〕				
木造戸建て住宅	12,481	3,799		16,280	14,332	88.0%
		1,851				
共同住宅等	28,105	2,795		30,900	30,502	98.7%
		2,397				
住宅計	40,586	6,594		47,180	44,834	95.0%
		4,248				

(単位:戸)

令和5年住宅・土地統計調査結果より推計

(4) 多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物

多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の考え方

◆対象建築物

耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定される「地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物(通行障害既存耐震不適格建築物、以下「通行障害建築物」という。))」。

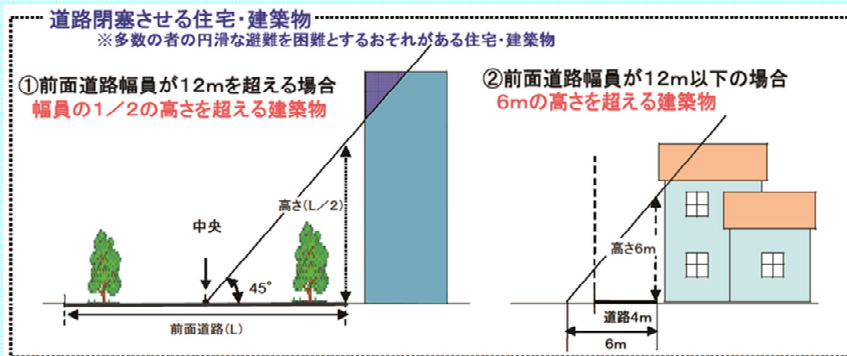
具体的には、次項の「道路の指定の考え方」に基づく道路に敷地が接する建築物で、以下の耐震改修促進法施行令第4条に規定される建築物が該当する。

【通行障害建築物の要件】

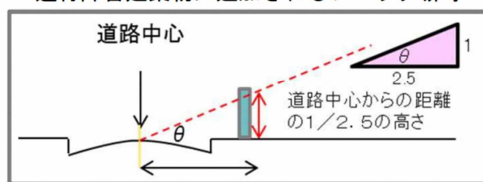
◇耐震改修促進法施行令 第4条

法第5条第3項第2号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次のイ又はロに掲げる当該前面道路の幅員に応じ、次のイ又はロに定める距離を加えたものを超える建築物。
 - イ 12メートル以下の場合 6メートル
 - ロ 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離
- 二 その前面道路に面する部分の長さが25メートルを超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の2分の1に相当する距離を加えた数値を2.5で除して得た数値を超える組積造の塀であって建築物に附属するもの。



通行障害建築物に追加されるブロック塀等



◆道路の指定の考え方

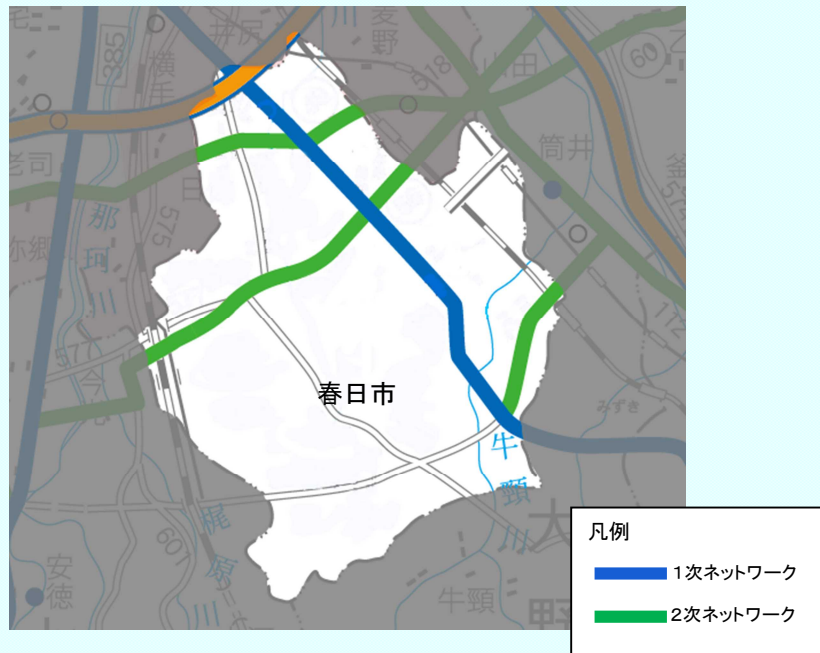
耐震改修促進法第6条第3項第2号の規定により、本計画において指定する道路は、「福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画」に定められた第1次、第2次緊急輸送道路ネットワークのうち、春日市内にあるものとする。

- ◇ 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路(建築物集合地域通過道路等を除く。)の通行を妨げ、当該市町村の区域における多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する通行障害既存耐震不適格建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該通行障害既存耐震不適格建築物の敷地に接する道路に関する事項

多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の状況

◆緊急輸送道路の状況及び沿道の通行障害建築物の概数は以下のとおり。

	昭和 57 年 以降の建築物 〔A〕	昭和 56 年 以前の建築物 〔B〕	全建築物数 〔C=A+B〕
春日市	46棟	5棟	51棟



【福岡県緊急輸送道路ネットワーク】

◇ 平成25年度に策定された「福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画」では、地理的特性や社会的特性を踏まえ、迅速かつ効率的な緊急輸送活動を行うための交通ネットワークの構築が謳われている。このネットワークは1次或いは2次に区分され、それぞれ以下の特徴をもっている。

● 第1次緊急輸送道路ネットワーク

県庁、県内5市の中心都市重要港湾、空港、災害医療拠点などを連絡する根幹的な道路

● 第2次緊急輸送道路ネットワーク

第1次緊急輸送道路ネットワークと市町村役場、消防、警察、学校、体育館などを連絡する副次的道路

出典 福岡県緊急輸送道路ネットワーク計画

3. 耐震改修促進に向けた課題

(1) 春日市の耐震化の課題

① 防災上重要な建築物の耐震化

公共建築物については、災害時の防災拠点としての機能等が求められるとともに、民間建築物の耐震化に向けて先導的な役割を果たすため、率先して耐震化を進める必要がある。そのため、春日市地域防災計画において避難所に指定されている学校施設、社会教育施設、地区公民館等の建物については、優先的に耐震化を進める必要がある。

② 意識啓発・知識の普及

福岡県西方沖地震から月日が経過するとともに、住民の地震に対する意識は低くなっているため、広報などを通して再度地震の恐さを思い出し、防災意識を保持することが出来るよう、適切な情報提供を継続して行なっていく必要がある。

③ 耐震化に向けた環境整備

市民の生命・財産を保護するため、耐震改修促進法や建築基準法等に基づいて行われる、県による市民への指導等に協力をしていく。また建物所有者の負担軽減のため、各種制度などの情報提供を行っていく必要がある。

④ 建築物全般の安全対策

建物の耐震化と併せて、ブロック塀等を含め建築物全般の安全対策を行なう必要がある。また、家具等の転倒防止や、天井材の落下防止など、屋内空間における安全性確保に対する知識の普及が必要である。

(2) 春日市の耐震化のこれまでの取り組み

① 耐震化の推進

特定建築物に当たる市所有建築物のうち、昭和56年以前に建築された建築物は、小中学校23棟、市営住宅1棟である。

小中学校については、補強あるいは建て替え計画を進めており、耐震化は終了している。

市営住宅については、春日市営住宅長寿命化計画に基づき建て替えを進めており、令和7年度に、建て替えが終了しており、令和8年度に既存の昭和56年以前に建築された住宅の解体工事が完了する予定である。

② 建築物所有者の意識啓発及び相談体制等の充実

広報誌やホームページを通して、防災意識の普及啓発を行うとともに、耐震化等の情報を提供している。また、建物の改修などに関する相談等があった場合は、(一財)福岡県建築住宅センターの相談窓口の紹介を行っている。

③ 耐震改修促進法の適正な運用

耐震改修促進法に基づき、県が行う民間特定建築物等への適正な指導に協力している。

④ 建築物所有者の負担軽減

県が行なっている、木造戸建住宅に対する耐震診断アドバイザー派遣制度の啓発及び紹介を積極的に行なっている。

第3章 耐震改修促進計画

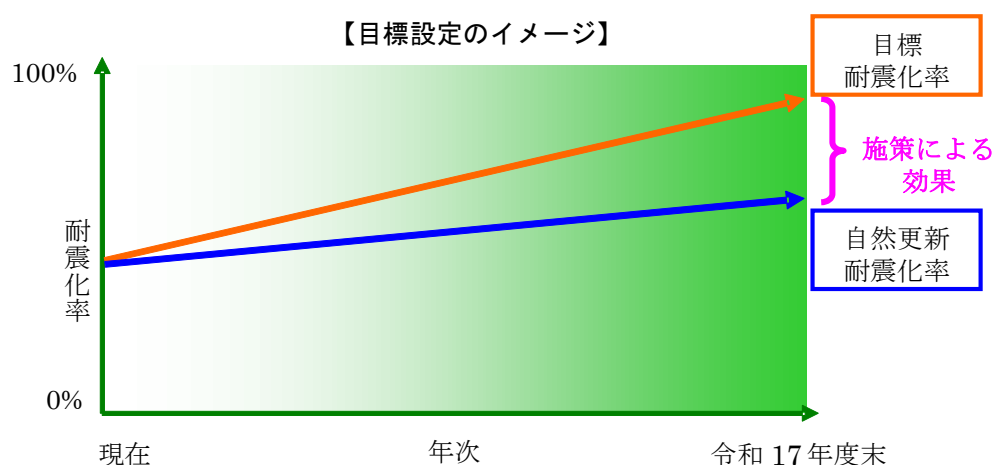
第3章 耐震改修促進計画

1. 耐震化の目標

(1) 目標設定の考え方

国は、建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るため、令和7年7月17日に建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針の一部を改正し、住宅については令和17年までに、要緊急安全確認大規模建築物については令和12年までに、耐震性が不十分なものをおおむね解消することを目標としている。

(2) 耐震化目標の設定



春日市では、特定建築物及び住宅の耐震化の現状から、総括的な目標として、令和17年度に以下の耐震化率とすることを目標とする。

特定建築物・住宅(共通) 令和17年度末迄に耐震性が不十分なものを概ね解消

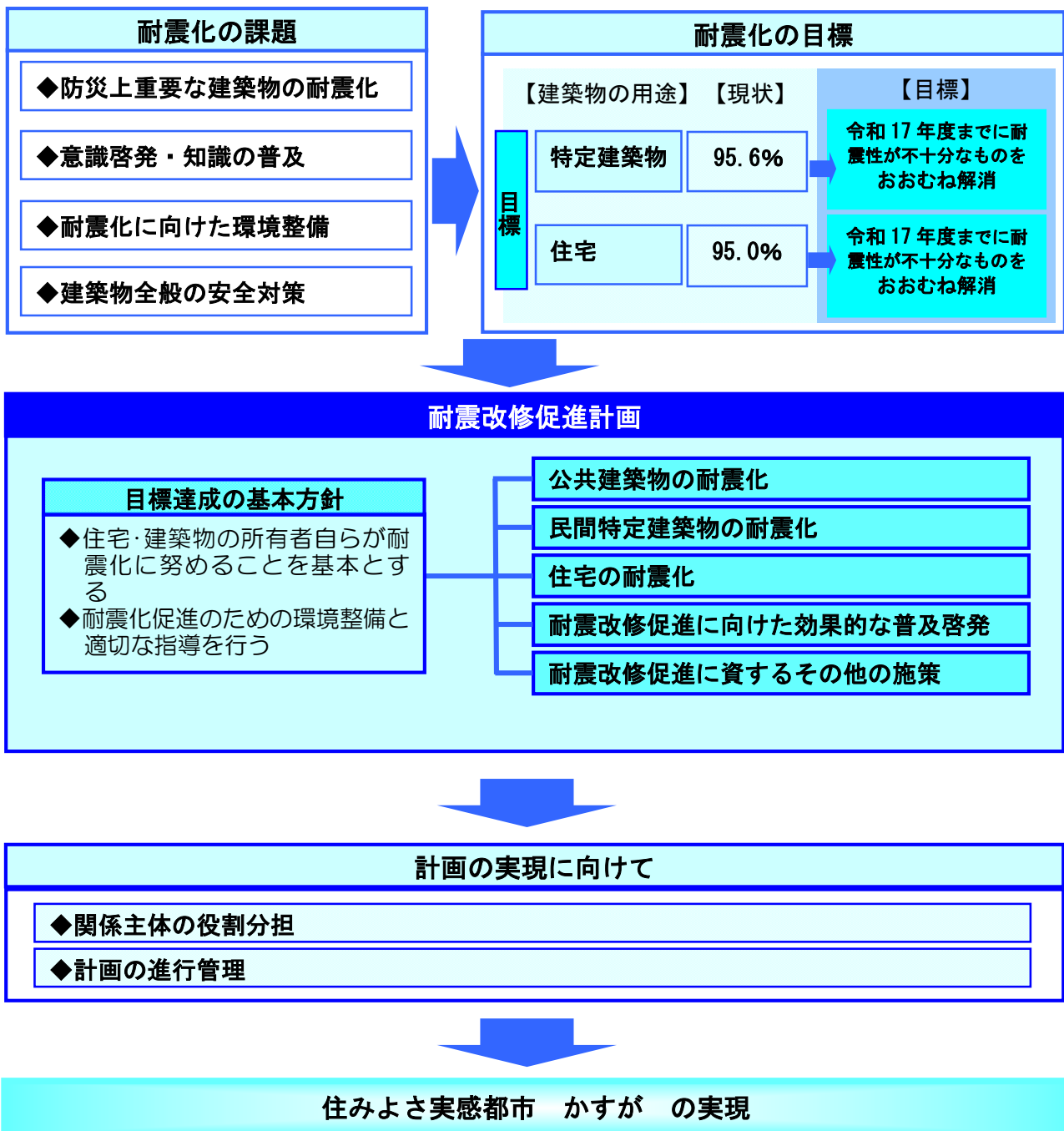
	全棟数 (戸数)	S57以降建築 棟数(戸数)	S56以前建築			現状の 耐震化率 (%)	耐震化率の目標 〔令和17年度末〕 (%)
			棟数 (戸数)	耐震性あり 棟数(戸数)	耐震性なし 棟数(戸数)		
特定建築物	393	376	80	63	17	95.6%	令和17年度までに 耐震性が不十分な ものを概ね解消
住宅	47,180	40,586	6,594	4,248	2,346	95.0%	令和17年度までに 耐震性が不十分な ものを概ね解消

2. 計画の骨子

(1) 耐震化の基本方針

住宅・建築物の耐震化については、所有者等が、自らの問題、地域の問題という意識を持って取り組む必要がある。そのため、春日市は、所有者等が安心して耐震診断・耐震改修等に取り組むことができるような環境整備等を検討するものとする。

(2) 施策の体系



3. 施策の概要

(1) 公共建築物の耐震化

特定建築物に当たる市所有建築物については、令和7年度末までに、耐震化を完了しており、使用されなくなった建築物の解体を令和8年度中に完了させる予定である。そのほか、春日市地域防災計画に避難所として位置づけられている地域の公民館等のうち、昭和56年以前に建築されたものについては、平成25年度中に、耐震診断が終了しており、診断の結果、耐震基準を満たさないものについては、耐震化は完了している。

(2) 民間特定建築物の耐震化

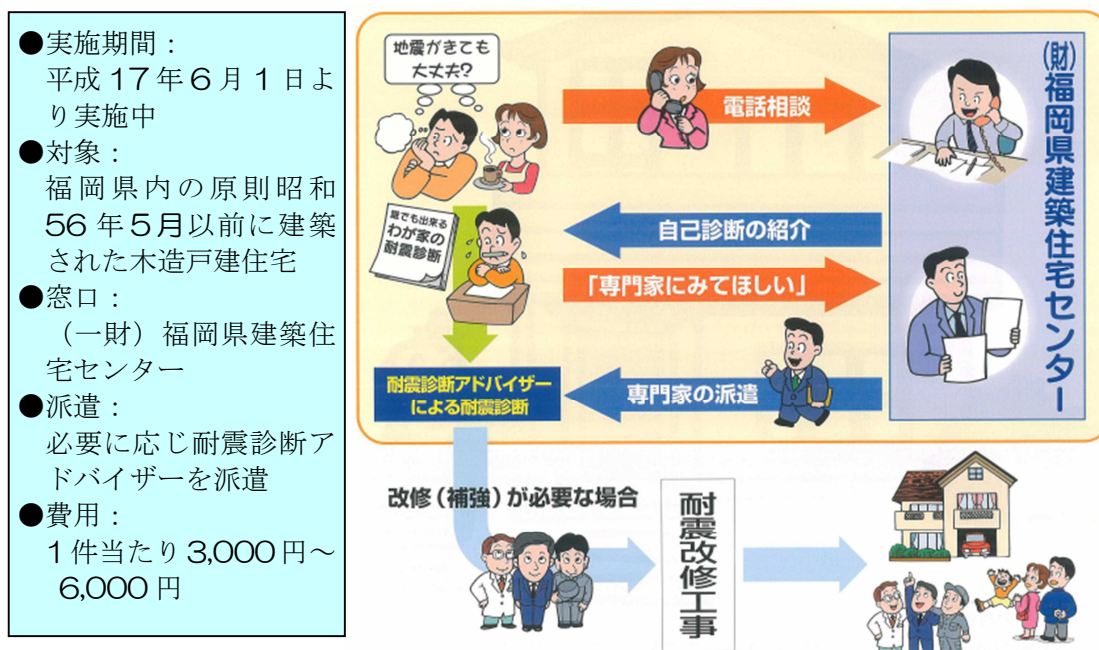
耐震改修促進法第6条では、「多数の者が利用する建築物」「危険物の貯蔵場等の用途に供する建築物」「多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物」を特定建築物として規定し、所有者の耐震化への努力義務を課している。また、耐震改修促進法第7条において「指導及び助言並びに指示」の対象としている。

春日市では、所管行政庁である福岡県と連携して耐震化を促進していく。

(3) 住宅の耐震化

住宅の耐震化については、所有者自らの問題として主体的に取り組めるための支援等を広報し、県や関係団体と連携を図り耐震化を促進していく。

- ① 耐震診断については、建築物所有者に対して、「福岡県耐震診断アドバイザー制度」の活用を広報し、住宅の耐震性への理解を求める。また、耐震診断の結果、耐震性の劣る住宅には各種情報提供等により耐震化を促進する。



- ② 耐震改修の促進を図るため、一定条件に適合した耐震改修を実施した場合に、所得税や固定資産税の減額が受けられる耐震改修促進税制等の情報を積極的に紹介し、周知に努める。

(4) 耐震改修促進に向けた効果的な普及啓発

建築物所有者の防災意識を高めるとともに、福岡県と連携して市民への知識の普及と啓発に努めていく。

- ① 地震発生リスクに対する市民の意識を高め、耐震化に向けた具体的な行動に結びつけるために、防災教育(講習会、出前講座等)等を実施し、耐震化に対する普及啓発を行う。
- ② 地震に対する日常的な対策として、家具や電化製品等の転倒防止に有効な金物等による固定など、手軽に出来る耐震対策を周知していく。
- ③ 福岡県建築指導課や(一財)福岡県建築住宅センター、各関係機関との連携強化により、情報提供の充実を図る。

(5) 耐震改修促進に資するその他の施策

① 建築物の総合的な安全対策

ブロック塀倒壊防止や窓ガラス、屋外広告物等の破損落下防止等の耐震対策について、所管行政庁である福岡県と連携して改善を促していく。

また、道路沿いの危険なブロック塀の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的に、撤去の促進を促す補助事業を平成31年1月より実施中。なお、補助の対象となる避難路は、通学路及び一般交通の用に供する道等の避難経路とする。

② 総合的な地震防災対策

県や関係機関と連携を図りながら、建築物の敷地の崩壊や崖崩れによる被害を防止する観点から、建築物の耐震化と併せ、自然災害への防災対策を講じていく。

第4章 計画の実現に向けて

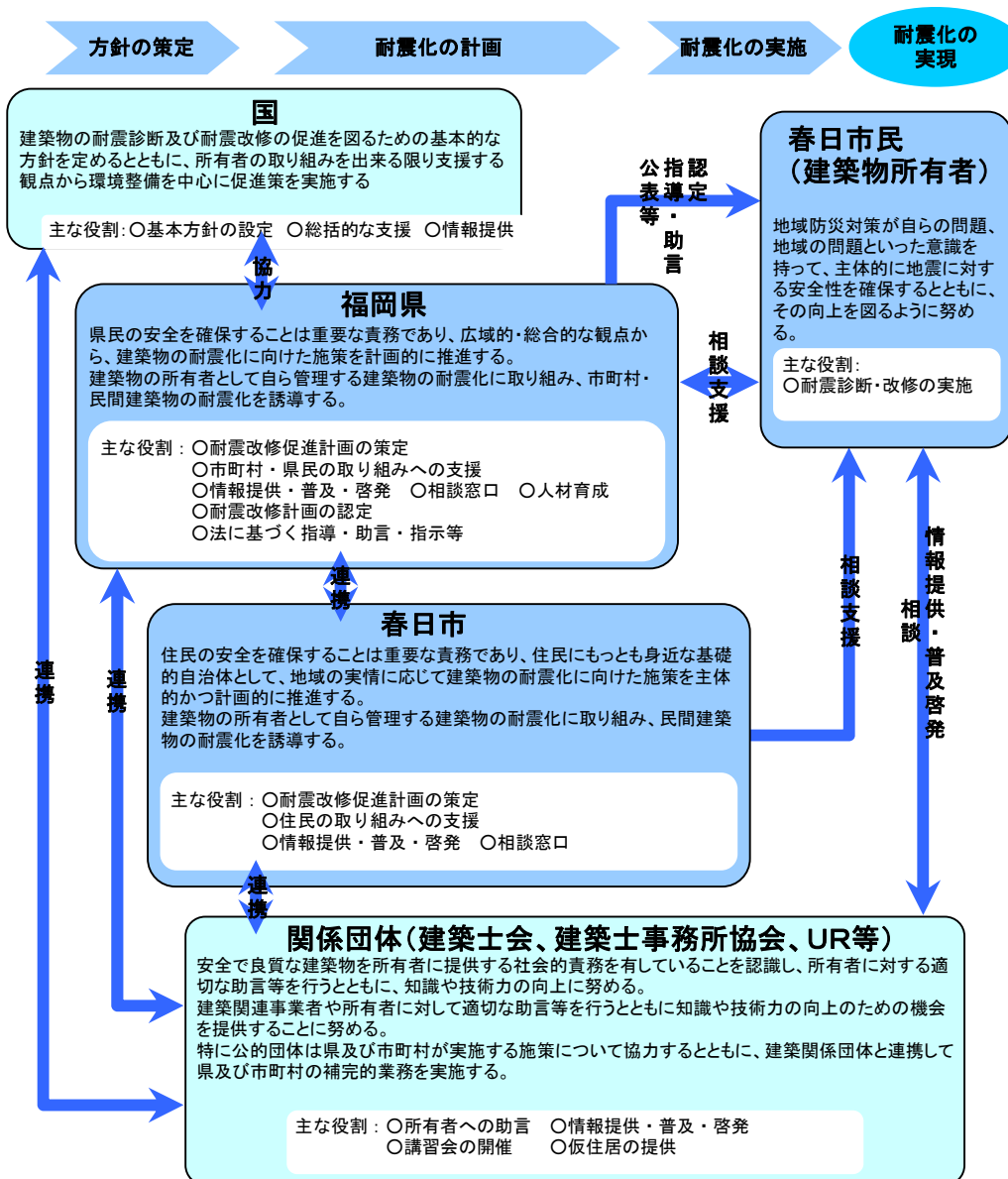
第4章 計画の実現に向けて

1. 関係主体の役割分担

本計画の実現に向けては、関係する主体の役割と責務を明確にした上で、相互に連携を図りながら計画を実行に移していく必要がある。

建築物の耐震化を推進するためには、行政や県民の連携のみならず、建築に関わる団体等との有機的な連携が不可欠であるため、市民がより身近で活用しやすい施策の実施体制を整備する。

【関係主体の役割分担のイメージ】



2. 計画の進行管理

耐震化の目標達成のため、定期的に資産税台帳を基に調査を行い、現状の把握と耐震化率の目標達成の状況を確認する。

用語解説

	項目	ヨミガナ	解説
カ	活断層	カツダツソウ	最近の地質時代に繰り返し活動し、将来も活動することが推定される断層のこと。(断層:岩体または地層が、剪断破壊により相対的にずれ、食い違いが生じる現象のこと)
キ	基本方針	キホンホウシン	耐震改修促進法の第4条に定められている建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針で、実施に関する基本的な事項、目標の設定、技術上の指針、啓発及び知識の普及、都道府県耐震改修促進計画の策定に関する事項を定めている。
	緊急輸送道路	キンキュウユソウドウロ	地震発生直後から発生する緊急輸送を円滑・確実に実施するために必要な道路のことで、兵庫県南部地震以降、全国の都道府県において、「緊急輸送道路ネットワーク計画」を定め、該当路線の耐震対策を重点的に実施している。
サ	災害対策基本法	サイガタイサクキホンホウ	国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もって社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的として定められた法律。
シ	地震防災推進会議	ジンホウサイスイシンカイギ	住宅や建築物の耐震化促進を目的として国土交通省が会議を設置。会議では、住宅・建築物の耐震化に関する目標の設定、目標達成のため必要となる施策、耐震改修促進法のあり方、国民への啓発・情報提供などの推進、地震保険の活用促進策、などが検討されている。
	住宅性能表示制度	ジュウタクセイノウヒョウジセイト	住宅性能表示制度とは、見かけでは分からない性能:例えば「地震や台風への対策をどの程度しているか」とか「高齢者が住むときにどの程度使いやすくできているか」など個々の住宅の持つ「性能の水準」が「どの程度のものであるか」について「共通のものさし」を使って「住宅の性能」を評価する制度である。「共通のものさし」には、これから住宅を取得される方々の要求が高いと思われる9つの性能表示事項が採用されている。
	住宅・土地統計調査	ジュウタク・トチトウケイチョウサ	我が国における住宅及び住宅以外で人が居住する建物に関する実態並びに現住居以外の住宅及び土地の保有状況、その他住宅等に居住している世帯に関する実態を調査し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることにより、住宅・土地関連諸施策の基礎資料を得ることを目的とした調査。

	項目	ヨミガナ	解説
シ	所管行政庁	シヨカンキョウセイチョウ	建築主事を置く市町村の区域については当該市町村の長をいい、その他の市町村の区域については、都道府県知事をいう。(県内では、福岡県、福岡市、北九州市、久留米市、大牟田市が該当する) * 建築主事とは、自治体の行政機関のひとつで、新しく建てられる建物の敷地、構造、設備が建築基準法その他の法令に適合しているかどうかを審査するところ。
	新耐震基準	シンタイシンギジュン	昭和53年の宮城沖地震の後、昭和56年6月建築基準法の改正により新耐震基準が施行された。新耐震基準の考え方は、中規模の地震(震度5強程度)に対しては、ほとんど損傷を生じず、極めて稀にしか発生しない大規模の地震(震度6強から震度7程度)に対しては、人命に危害を及ぼすような倒壊等の被害を生じないことを目標としたものである。
タ	耐震改修	タイシンカイシュウ	耐震診断によって、不足している部分を改めること。壁を新たに作ったり、接合部を強くしたりと様々な方法がある。耐震改修を行う場合、建築基準法の特例(緩和)や建築確認手続きの特例、各種の低利融資等を受けるためには、耐震改修促進法第8条第1項に規定する「耐震改修計画の認定」の申請をして、この法律を所管する「所管行政庁」の認定を受ける必要がある。
	耐震改修支援センター	タイシンカイシュウシエンセンター	建築物の耐震診断及び耐震改修の実施を支援することを目的として設立された法人その他営利を目的としない法人であって、国土交通大臣が指定するもの。認定建築物である特定建築物の耐震改修に必要な資金の貸付けに係る債務の保証、建築物の耐震診断及び耐震改修に関する情報及び資料の収集、整理及び提供等の業務を行う。
	耐震改修促進計画	タイシンカイシュウソクシンケイカク	耐震改修促進法に定められた国の基本方針において、都道府県は耐震改修促進計画の策定が義務づけられた。計画では、目標を定め、耐震改修等の施策や普及啓発に関する事項等を定めることとされており、特に公共建築物については、耐震診断の実施・結果公表、具体的な耐震化の目標設定、整備プログラム策定等により重点化を図り、着実な耐震性の確保を図るものとされている。また、市町村においては、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、計画の策定に努めるものとしている。
	耐震改修促進法	タイシンカイシュウソクシンホウ	地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成7年10月に制定された法律(正規には「建築物の耐震改修の促進に関する法律」という。)。近年の大地震の頻発や東海地震、東南海・南海地震、首都圏直下型地震の発生の切迫性などから、平成18年1月26日から「建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行されている。

	項目	ヨミガナ	解説
タ	耐震化率	タイシンカリツ	建築基準法の耐震基準を満足している建築物数の割合。耐震基準を満足している建築物は、昭和56年以降に建築されたもの、昭和56以前に建築された建築物のうち耐震診断の結果耐震性ありと診断されたもの及び耐震改修を行ったものが計上される。
	耐震診断	タイシンシタン	建物について、築年や地盤の情報、壁の位置や屋根の使用などを調査し、地震に対する強さを総合的に検討すること。
	耐震診断アドバイザー	タイシンシタンアドバイザー	耐震診断について、適切なアドバイスや情報提供を行う専門家。福岡県では昭和56年以前に建築された木造戸建て住宅を対象としてアドバイザーの派遣を行っている。(建築物所有者の派遣費用負担は3,000円)
	耐震等級	タイシントウキユウ	建物の強さを表す指標として、品確法の住宅性能表示での耐震等級がある。最低の基準として建築基準法の範囲内を等級1、建築基準法の1.25倍の強さを等級2、建築基準法の1.5倍の強さを等級3として、3段階の耐震等級が設けられている。
チ	地域防災計画	チイキホウサイケイカク	地域並びに地域の住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限に軽減し、社会秩序の維持と公共の福祉を確保することを目的として策定する計画。災害対策基本法第42条の規定及び中央防災会議が作成する「防災基本計画」に基づき、地方防災会議が地域にかかる防災に関する事務又は業務について各主体の役割を明確化し、総合的な運営を計画化したもの。
チ	中央防災会議	チュウオウホウサイカイギ	内閣総理大臣を会長とし、防災担当大臣や防災担当大臣以外の全閣僚、指定公共機関の長、学識経験者からなる会議。防災基本計画、地域防災計画、非常災害の際の緊急措置に関する計画等の作成及びその実施の推進、防災に関する重要事項の審議や内閣総理大臣及び防災担当大臣への意見の具申などを主な役割とする。
ト	特定建築物	トクテイケンチクブツ	学校、体育館、幼稚園、老人ホーム等多数の者が利用する建築物のうち一定の規模以上もの、危険物を取り扱う建築物、道路を閉塞させる建築物をいう。
ホ	防災拠点建築物	ホウサイキョテンケンチクブツ	地震などの大規模な災害が発生した場合に、被災地において救援、救護等の災害応急活動の拠点となる建築物。